

報 道 資 料

平成19年11月1日（木）

- 件 名 再編関連特定防衛施設及び再編関連特定周辺市町村の指定の説明について
- 概 要 このことについて、国から説明を受けましたので下記のとおりお知らせします。

記

- 1 日 時 平成19年11月1日（木）14：50～15：20
- 2 場 所 市長応接室
- 3 相手方 中国四国防衛局企画部長 蓑浦正彦
- 4 当 方 岩国市基地対策担当部長 村尾清視
- 5 説明及び質疑内容
 - ・ 別紙に基づき説明を受けた。
 - ・ 岩国飛行場は再編関連特定防衛施設に指定された。なお、再編関連特定周辺市町村には大竹市、周防大島町及び和木町が指定されたが、岩国市は再編を容認していない状況なので、今回は指定されなかった。
 - ・ 再編点数については、1点が約29億円である。
 - ・ 和木町：再編点数 0.86524（約25億円）
平成19年度の計画点数 0.02648（約7,600万円）
 - ・ 周防大島町：再編点数 0.55250（約16億円）
平成19年度の計画点数 0.01691（約4,900万円）
 - ・ 大竹市：再編点数 1.38646（約40億円）
平成19年度の計画点数 0.04244（約1億2,300万円）
- 6 岩国市が行った試算
仮に岩国市が指定された場合
再編点数： 4.62080（約134億円）
平成19年度の計画点数： 0.14146（約4億1千万円）

防衛省訓令第 1 2 7 号

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成 1 9 年法律第 6 7 号）第 6 条及び防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則（平成 1 9 年防衛施設庁告示第 9 号）を実施するため、再編交付金交付要綱を次のように定める。

平成 1 9 年 8 月 2 5 日

防衛大臣 小池 百合子

再編交付金交付要綱

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 再編関連特別事業による公共用の施設の整備
等（第 3 条－第 1 0 条）

第 3 章 再編関連特別事業による基金造成（第 1 1 条
－第 1 7 条）

第 4 章 雑則（第 1 8 条）

附則

第 1 章 総則

(通則)

第1条 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（以下「法」という。）第6条の規定による再編交付金（以下「交付金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令（平成19年政令第268号。以下「施行令」という。）、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行規則（平成19年防衛省令第11号）、防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）その他の法令に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(交付金の交付)

第2条 交付金の交付に関する事務は、地方防衛局長が行うものとする。

第2章 再編関連特別事業による公共用の施設の

整備等

(再編関連特別事業に要する費用)

第3条 法第5条第1項の再編関連特定周辺市町村（以下「関連市町村」という。）が交付金を充てることができる同項の再編関連特別事業（以下「特別事業」という。）のうち、公共用の施設の整備等に要する費用は、次に掲げる費用とする。

- (1) 基本構想策定費 特別事業に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を策定するために要する経費
- (2) 全体計画調査費 特別事業の全体計画を作成するために要する経費
- (3) 工事費 特別事業を工事により行う場合における当該工事（以下「工事」という。）に必要な本工事費（直接工事費、間接工事費及び一般管理費等をいう。）、附帯工事費、測量及び試験費、用地費及び補償費、施設及び機械器具費、各種工事負担金並びに工事雑費

(4) 物件購入費 特別事業を物の購入により行う場合における当該物（以下「物件」という。）の購入に要する費用（運搬及び据付けに要する費用を含む。）

(5) 実施設計費 工事の設計図書（工事の施工に必要な図面及び仕様書をいう。以下同じ。）を作成するために要する費用

(6) 事業運営費 特別事業を工事及び物件の購入以外の事業により行う場合における当該事業（以下「運営等事業」という。）の実施に要する費用

(7) 地方事務費 工事の実施に附帯して必要な費用及び関連市町村が関連市町村以外の者が行う工事に交付金を充てる場合（第9条において「間接補助の場合」という。）における当該交付金を充てるために必要な事務費

2 前項第7号の地方事務費の額は、工事費の100分の5を超えない額とする。

(交付金を充てることができない費用)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる費用は、事業運営費であっても交付金を充てることができない。

(1) 市町村の常勤職員の給料及び職員手当等に要する費用

(2) 個人に対する見舞金その他の金銭及びこれに類する物品の給付に要する費用

(補助金等交付申請書の様式等)

第5条 交付規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式とし、同項の添付書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 別記第2号様式による事業の内容及び経費配分書

(2) 別記第3号様式による全体事業計画書

(3) 別記第4号様式による収支予算書

(軽微な変更)

第6条 交付規則第4条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号に掲げる変更とする。

(1) 事業の経費の配分の変更のうち次に掲げる経費の流用による変更で、流用先の経費（工事費については各種別経費（本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、用地費及び補償費、施設及び機械器具費、各種工事負担金並びに工事雑費をいう。以下同じ。））の増加額が変更前の当該経費に100分の20を乗じて得た額（当該額が20万円未満である場合には20万円）を超えないもの。

ア 工事費の各種別経費相互間の流用。ただし、工事雑費への流用を除く。

イ 工事雑費又は地方事務費から実施設計費への流用

ウ 物件購入費、工事費及び事業運営費の相互間の流用。ただし、工事雑費への流用を除く。

エ 実施設計費から工事費（工事雑費を除く。）
、物件購入費又は事業運営費への流用

オ 地方事務費から工事費、事業運営費又は物

件購入費への流用

(2) 事業の内容の変更のうち次に掲げる変更以外
の変更

ア 基本構想の策定又は特別事業の全体計画若しくは設計図書の作成に必要な調査の種類又は方法の変更

イ 工事施工場所又は構造物の規模若しくは基本構造の変更。ただし、誤測又は違算によるわずかな変更を除く。

ウ 建築設備機器（建築設備（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第3号に規定する建築設備をいう。）の部分となって用いられる機械又は器具のうち重要な機械又は器具をいう。）の品目、規格、型式又は数量の変更

エ 建物の主要構造部（建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部をいう。）、工法又は仕上材料の変更

オ 遮音材料、吸音材料又は防音建具の気密機構の変更

カ 施設及び機械器具費に係る仮設物の数量又は1基当たり50万円を超える機械器具の品目、規格、型式若しくは数量の変更

キ 本工事費若しくは附帯工事費の算定の基礎となる工種ごとの額又は測量及び試験費、用地費及び補償費若しくは施設及び機械器具費の算定の基礎となる区分ごとの額の変更（当該変更に係る額が、当該工種又は区分の変更前の額に100分の20を乗じて得た額（当該額が200万円を超える場合は200万円）を超えるものに限る。）を伴う事業の内容の変更

ク 物件購入費に係る物件の品目、規格、型式又は数量の変更

ケ 事業運営費の算定の基礎となる区分ごとの額の変更（当該変更に係る額が、区分の変更

前の額に100分の20を乗じて得た額を超えるものに限る。)を伴う事業内容の変更

コ 運営等事業の主要な部分の著しい内容の変更

サ 補助事業の完了予定期日の1月以上の延期
又は当該期日の属する年度の翌年度にわたる
延期

(補助事業等計画変更承認申請書の様式)

第7条 交付規則第4条第1項第1号の補助事業等計画
変更承認申請書の様式は、別記第5号様式とする。

(遂行困難な場合の報告)

第8条 交付規則第4条第1項第3号の報告は、補助事
業等の遂行が困難となった理由及び補助事業等の遂行
状況を記載した書類の正本1部及び副本1部を提出す
ることにより行うものとする。

(状況報告)

第9条 交付規則第6条の報告書の提出部数は、1部と
し、その様式及び提出時期は、次のとおりとする。

報告書の種類	報告書の様式	提出時期
補助事業等着 手報告書	別記第6号様式	特別事業の着 手後7日（間 接補助の場合 にあつては1 4日）以内）
補助事業等遂 行状況報告書	別記第7号様式	特別事業の着 手後毎会計年 度12月31 日現在の遂行 状況を翌月1 4日（間接補 助の場合にあ つては、翌月 21日）まで

2 次の各号に掲げる場合には、補助事業等遂行状況報告書の提出は要しない。ただし、特別事業に着手した年度の次年度以降は除く。

(1) 特別事業の着手後3月以内に特別事業が完了する場合

(2) 特別事業の着手後1月以内に12月31日になる場合

(補助事業等実績報告書の様式等)

第10条 交付規則第7条に規定する補助事業等実績報告書の様式及び同条に規定する添付書類は、次の表の区分に応じ、同表に定めるところによる。

区 分	補助事業等実績報告書の様式	添 付 書 類
補助事業が完了した場合（	別記第8号様式	別記第9号様式 による収支精算

補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。)		書
		別記第10号様式による完了検査等調書
		完了設計書
交付金の交付決定が行われた会計年度内に当該交付決定の対象となった補助事業が完了しない場合	別記第11号様式	別記第12号様式による年度末収支状況調書
		出来高工程表

第3章 再編関連特別事業による基金造成

(継続特別事業基金)

第 1 1 条 交付金により造成する基金（以下「基金」という。）は、二年度以上にわたり継続する特別事業（施設又は設備の設置の事業を除く。以下「継続特別事業」という。）を行うための基金とする。

(基金に充てることができる交付金の額)

第 1 2 条 基金に充てることができる交付金の額は、継続特別事業を実施するため、施行令第 5 条第 1 項第 3 号に規定する事業に要する経費の総額の範囲内とする。

(基金の造成等)

第 1 3 条 基金の造成は、基金の運用を行うための預貯金口座等に預入をして行い、交付金並びに関連市町村の一般財源等により造成した現金預貯金及びその運用から生ずる利益により構成されるものとする。

2 基金の運用は、次の方法により確実かつ効率的に行うものとする。

(1) 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券を

いう。)の取得

(2) 銀行その他金融機関への預金

(3) 信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本
補てんの契約があるもの

(4) 財政融資資金への預託

3 基金の処分は、継続特別事業の実施に必要な費用に
充てるために行うものとする。

(補助金等の交付申請書の様式等)

第14条 交付規則第3条第1項の補助金等交付申請書
の様式は、別記第13号様式とし、同項の添付書類は、
次に掲げる書類とする。

(1) 別記第14号様式による事業の内容及び経費
配分書

(2) 別記第15号様式による事業計画書

(3) 別記第16号様式による基金全体計画書

(4) 別記第17号様式による収支予算書

(5) 基金に関し必要な事項を定めた条例、規則そ
の他の規定

(交付の条件)

第 1 5 条 交付の決定の通知を行う場合は、交付規則第 4 条第 1 項の規定のほか、同条第 2 項の規定に基づき、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 基金の造成を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ地方防衛局長に協議し、承認を得ること。

(2) 基金の運用及び処分計画を変更（軽微なものを除く。）しようとする場合は、あらかじめ地方防衛局長に協議し、承認を得ること。

(3) 基金の運用により生じた利益は、当該基金に繰り入れなければならない。

(4) 基金の造成に係る経理と他の経理は区別しなければならない。

(5) 基金は、基金の造成目的以外の事業を行うために処分してはならない。

(6) 基金により行う継続特別事業の終期となる年度までの間は、当該事業に関する毎年度の実施

状況及び基金の運用状況について、事業実施年度の翌年度の4月10日までに別記第22号様式による基金運用・処分実績報告書を1部提出すること。

(7) 基金の造成に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、基金の造成の完了の日の属する国の会計年度の翌年度から5年間保存しておくこと。

(8) 基金による継続特別事業により取得し、又は効用が増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、目的に従って効率的な運営を図ること。

(9) 基金による継続特別事業においては、市町村の常勤職員の給料及び職員手当等並びに個人に対する見舞金その他の金銭及びこれに類する物品の給付に要する費用に基金を充ててはならない。

(1 0) 交付決定通知書を受領したときは、速やかに基金を造成しなければならない。

(状 況 報 告)

第 1 6 条 交付規則第 6 条の報告は、別記第 1 8 号様式による補助事業等遂行状況報告書とし、基金の造成後 7 日以内に提出するものとし、提出部数は 1 部とする。

(補 助 事 業 等 実 績 報 告 書 の 様 式)

第 1 7 条 交付規則第 7 条に規定する実績報告は、基金による事業が完了後、別記第 1 9 号様式による補助事業等実績報告書により報告するものとし、同条に規定する添付書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 別記第 2 0 号様式による収支精算書

(2) 別記第 2 1 号様式による事業実績書

第 4 章 雑則

(委 任 規 定)

第 1 8 条 この訓令の実施に関し必要な事項は、地方協力局長が定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。
- 2 この訓令は、法第6条の規定が効力を有する間、同条の規定による交付金の交付について適用する。
- 3 交付金の交付に関する事務の取扱いについては、防衛施設周辺対策事業補助金等交付事務取扱規則（平成19年防衛省訓令第80号）の特定防衛施設周辺整備調整交付金に係る規定を準用する。この場合において、同規則第5条第3項中、「20日間」を「40日間」に読み替えるものとする。

別記第1号様式（第5条関係）

再 編 交 付 金 交 付 申 請 書

文 書 番 号
平成 年 月 日

防衛局長 殿
(防衛支局長経由)

申請者 住 所
氏 名 印

平成 年度において、下記のとおり を実施したいので、再編交付金交付要綱により交付金の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的：
- 2 交付金交付申請額： 円
- 3 事業の内容及び経費配分：事業の内容及び経費配分書に記載のとおり
- 4 事業実施予定期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 5 全体事業計画の概要：全体事業計画書に記載のとおり
- 6 収 支 予 算：収支予算書に記載のとおり
- 7 間 接 補 助 事 業 者：

- 添付書類：1 事業の内容及び経費配分書
2 全体事業計画書
3 収支予算書

- 注：1 交付申請書は、交付金の交付の対象となる施設ごとに作成すること。
2 間接補助事業者は、補助事業者が間接補助の方法により補助事業を行う場合に記載し、補助事業者の補助金の交付に関する規則等を添付すること。

事業の内容及び経費配分書

事業の名称：

施 工 場 所	工種・ 品目・ 調査の 種類等	構造・工法・ 規格・型式・ 調査の方法 等	事業量 又 は 数 量	経 費 の 配 分			経 費 負 担 の 内 訳					備 考
				経 費 の区分	工事費 の区分	事業費	交付金	都道府 県 費	市 町 村 費	そ の 他	計	
						円	円	円	円	円	円	

注：経費の算出基礎となった書類（設計図書等）を添付すること。

全 体 事 業 計 画 書

工種・品目・調査の種類	構造・工法・規格・型式・調査方法等の等	総 量			前年度まで			本 年 度			翌年度以降			事業完了の 期間 年月から まで	備 考
		事業 数量 は量	事業 費	交 付 金	事業 数量 は量	事業 費	交 付 金	事業 数量 は量	事業 費	交 付 金	事業 数量 は量	事業 費	交 付 金		
			円	円		円	円		円	円		円	円		

別記第4号様式（第5条関係）

収 支 予 算 書

事業の名称：

1 収入の部

費 目	予 算 額	内 訳	備 考
	円	円	

2 支出の部

費 目	予 算 額	内 訳	備 考
	円	円	

3 補助事業者の予算議決（又は議決予定）年月日：平成 年 月 日

注：収支予算には、交付金以外の財源も併せて記入すること。

別記第5号様式（第7条関係）

補助事業等計画変更承認申請書
（再編交付金事業）

文 書 番 号
平成 年 月 日

防衛局長 殿
（ 防衛支局長経由）

補助事業者 住 所
氏 名 印

平成 年 月 日付け 号で交付金交付決定の通知があった
の実施について、別紙理由書に記載した理由により事業の内容及び経費の配分を変更
したいので、承認を受けたく関係書類を添えて申請する。

注： 関係書類は、再編交付金交付申請書又は補助事業等計画変更承認申請書に添
付された書面並びに当該書面に添付された書面及び図面の各葉のうち、補助事
業等の計画の変更に伴い変更を必要とする事項が記入されている各葉につい
て、書面にあつては変更前と変更後の補助事業等の計画の相違を容易に比較対
照できるよう所要の修正を加えたものとし、図面にあつては変更後の内容を明
示したものとする。

別記第 6 号様式（第 9 条関係）

補 助 事 業 等 着 手 報 告 書
（再 編 交 付 金 事 業）

文 書 番 号
平成 年 月 日

防衛局長 殿
（ 防衛支局長経由）

補助事業者 住 所
氏 名 印

平成 年 月 日付け 号で交付金交付決定の通知があった
について着手したので、下記のとおり報告する。

記

1 契約の状況等

(1) 設 計 金 額： 円

(2) 契 約 額： 円

2 着 手 年 月 日：平成 年 月 日

3 完了予定年月日：平成 年 月 日

4 契約の結果生じた交付金の交付決定額の剰余額： 円

注：2 件以上の契約を締結する場合は、記中 1 の事項を契約ごとに記載すること。

別記第7号様式（第9条関係）

補助事業等遂行状況報告書
(再編交付金事業)

文 書 番 号
平成 年 月 日

防衛局長 殿
(防衛支局長經由)

補助事業者 住 所
氏 名 印

平成 年 月 日付け 号で交付金の交付決定の通知があった
 について、平成 年 月 日現在の遂行状況を下記のとおり報告する。

記

1 収支の状況

(1) 収入の部

費 目	予 算 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	備 考
	円	円	円	

(2) 支出の部

費 目	予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	備 考
	円	円	円	

2 出来高の状況

経費の区分 及び工事費 の区分	工種・品目 ・調査の種 類等	交 付 決 定		出 来 高		進捗率 $\left(\frac{(B)}{(A)} \times 100\right)$	交付金 の交付 済額	備考
		事 業 量 又 は 数 量	事 業 費 (A)	事 業 量 又 は 数 量	事 業 費 (B)			
			円		円	%	円	

注：地方事務費及び工事雑費に関する出来高の状況は、記載の必要がない。

別記第8号様式（第10条関係）

補助事業等実績報告書
(再編交付金事業)

文 書 番 号
平成 年 月 日

防衛局長 殿
(防衛支局長經由)

補助事業者 住 所
氏 名 印

平成 年 月 日付け 号で交付金の交付決定の通知があった
を実施したので、下記のとおり報告する。

福

- 1 事業所要額： 円
2 交付金交付決定額： 円
3 収 支 精 算：収支精算書に記載のとおり
4 事業実施期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
5 事業の内容及び成果

経費の区分及び工事費の区分	工種・品目・調査の種類等	交 付 決 定		実 績		差引増△減額 (A) - (B) 比 較	備 考
		事 業 量 又 は 数 量	事 業 費 (A)	事 業 量 又 は 数 量	事 業 費 (B)		
			円		円	円	

- 6 事業の成績：完了検査等調書に記載のとおり

- 添付書類： 1 収支精算書
2 完了検査等調書
3 完了設計書

別記第9号様式（第10条関係）

收 支 精 算 書

事業の名称：

1 収入の部

費 目	予 算 額	精 算 額	差 引 増△減	備 考
	円	円	円	

2 支出の部

費 目	予 算 額	精 算 額	差 引 増△減	備 考
	円	円	円	

3 交付金精算

費目	交付金交付 決 定 額	精算事業 費総額	交付金精 算額	概算払受 領総額	差引交付金 未受領（返 還）額	備 考
	円	円	円	円	円	

別記第10号様式（第10条関係）

完了検査等調書

事業の名称：

1 完了検査調書

(1) 完了年月日：平成 年 月 日

(2) 完了検査年月日：平成 年 月 日

2 備品等調書

品名	規格	数量	購入単価	購入金額	購入 年月日	耐用年数	継続使用 希望の有 無	備考
			円	円				

別記第 11 号様式 (第 10 条関係)

補 助 事 業 等 実 績 報 告 書
(再 編 交 付 金 事 業)

文 書 番 号

平成 年 月 日

防衛局長 殿

(防衛支局長經由)

補助事業者 住 所
氏 名 印

平成 年 月 日付け 号で交付金の交付決定の通知があった
の平成 年度における実績について、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業所要額：円
- 2 交付金交付決定額：円
- 3 年度末の収支の状況：年度末収支状況調書に記載のとおり
- 4 事業実施期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 5 事業の内容及び年度末の出来高

経費の区分及び工事費の区分	工種・品目・調査の種類等	交付決定		出 来 高		進捗率 $\left[\frac{(B)}{(A)} \times 100 \right]$	交付金の交付 済額	備考
		事業 量又は 数量	事業費 (A)	事業 量又は 数量	事業費 (B)			
			円		円	%	円	

添付書類： 1 年度未収支状況調書
2 出来高工程表

別記第 12 号様式 (第 10 条関係)

年 度 末 収 支 状 況 調 書

事業の名称：

1 収入の部

費 目	予 算 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	備 考
	円	円	円	

2 支出の部

費 目	予 算 額 円	支 出 済 額 円	支 出 未 済 額 円	備 考

別記第 1 3 号様式（第 1 4 条関係）

再 編 交 付 金 交 付 申 請 書

文 書 番 号

平成 年 月 日

防衛局長 殿

（ 防衛支局長経由）

申請者 住 所
氏 名 印

平成 年度において、下記のとおり を実施したいので、再編交
付金交付要綱により交付金の交付を申請する。

記

- 1 事 業 の 目 的：
- 2 交 付 金 交 付 申 請 額： 円
- 3 事業の内容及び経費配分：事業の内容及び経費配分書に記載のとおり
- 4 事業実施予定期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 5 事業計画の概要：事業計画書に記載のとおり
- 6 基金計画の概要：基金全体計画書に記載のとおり
- 7 収 支 予 算：収支予算書に記載のとおり

- 添付書類：1 事業の内容及び経費配分書
- 2 事業計画書
 - 3 基金全体計画書
 - 4 収支予算書
 - 5 基金に関し必要な事項を定めた条例、規則その他の規定

別記第14号様式（第14条関係）

事業の内容及び経費配分書

事業の名称：

基 名 の 称	運 用 先	運 用 形 態	経 費 の 配 分				備 考
			交 付 金	市 町 村 費	そ の 他	計	
			円	円	円	円	

別記第15号様式（第14条関係）

事業計画書

事業の名称：

1 基金の造成及び処分の状況

基金造成初年度：平成 年度 (平成 年 月 日現在)

区分	基金造成額			基金処分額			備考
	前年度まで	本年度	計	前年度まで	本年度	計	
交付金 市町村費等 運用益	円	円	円	円	円	円	
合計							

2 基金の運用計画

(平成 年 月 日現在)

基金運用額	円	円
運用先		
運用形態		
年平均運用利回り	%	%
運用益収入（見込み）	円	円

注：1 基金の造成及び処分の状況における基金造成額及び基金処分額の本年度については、計画額又は見込額を記入すること。

2 基金の運用計画において、運用先又は運用形態が2以上ある場合は、必要に応じ欄を設けて記入すること。

別記第16号様式（第14条関係）

基金全体計画書

事業の名称：

1 継続特別事業の目的：

2 継続特別事業の内容：

3 継続特別事業の始期及び終期：平成 年 月から平成 年 月まで

4 継続特別事業に要する経費の総額： 円

5 経費の内訳

年度	基金造成額				基金処分額				基金 残 額
	交付金	市町村 費等	運用益	計	継続特別事 業の内容	規模・ 数量等	事業費	基金 処分額	
平成	円	円	円	円			円	円	円
年度									
平成									
年度									
平成									
年度									
平成									
年度									
計									

注：1 基金造成額の欄及び基金処分額の欄の各項目については、過年度までは実績により、本年度以降は計画により記入すること。

2 継続特別事業の始期年度から終期年度まで全て記入すること。

別記第17号様式（第14条関係）

収 支 予 算 書

事業の名称：

1 収入の部

費 目	予 算 額	内 訳	備 考
	円	円	

2 支出の部

費 目	予 算 額	内 訳	備 考
	円	円	

3 補助事業者の予算議決（又は議決予定）年月日：平成 年 月 日

注：収支予算には、交付金以外の財源も併せて記入すること。

別記第18号様式（第16条関係）

補助事業等遂行状況報告書
（再編交付金事業）

文書番号
平成 年 月 日

防衛局長 殿
（ 防衛支局長経由）

補助事業者 住 所
氏 名 印

平成 年 月 日付け 号で交付金の交付決定の通知があった
について、平成 年 月 日現在の遂行状況を下記のとおり報告する。

記

1 収支の状況

(1) 収入の部

費 目	予 算 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	備 考
	円	円	円	

(2) 支出の部

費 目	予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	備 考
	円	円	円	

2 基金の処分の状況

（平成 年 月 日現在）

基金造成額	本 年 度 処 分 計 画 額		備 考
	処 分 済 額	処 分 未 済 額	
円	円	円	

別記第19号様式（第17条関係）

補助事業等実績報告書
（再編交付金事業）

文書番号
平成 年 月 日

防衛局長 殿
（ 防衛支局長経由）

補助事業者 住 所
氏 名 印

平成 年 月 日付け 号で交付金の交付決定の通知があった
を実施したので、下記のとおり報告する。

記

- 事業所要額： 円
- 交付金交付決定額： 円
- 収支精算：収支精算書に記載のとおり
- 事業実施期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 事業の内容及び成果

区 分	基 金 造 成 額		差引増△減額	備 考
	交付決定額 (A)	実 績 額 (B)	(A)－(B) 比 較	
交 付 金 市 町 村 費 そ の 他 運 用 益	円	円	円	
合 計				

- 事業の成績：事業実績書に記載のとおり

添付書類：1 収支精算書
2 事業実績書

注：運用益については、造成額と処分額を差引した残額を記入すること。

別記第 2 0 号様式（第 1 7 条関係）

収 支 精 算 書

事業の名称：

1 収入の部

費 目	予 算 額	精 算 額	差 引 増△減	備 考
	円	円	円	

2 支出の部

費 目	予 算 額	精 算 額	差 引 増△減	備 考
	円	円	円	

3 交付金精算

費目	交付金交付 決定額	精算事業 費総額	交付金精 算額	概算払受 領総額	差引交付金 未受領（返 還）額	備 考
	円	円	円	円	円	

別記第 2 1 号様式（第 1 7 条関係）

事業実績書

事業の名称：

1 基金の造成及び処分の状況

基金の造成初年度：平成 年度（平成 年 月 日現在）

区 分	基 金 造 成 額			基 金 処 分 額			備考
	前年度まで	本年度	計	前年度まで	本年度	計	
交 付 金 市町村費等 運 用 益	円	円	円	円	円	円	
合 計							

2 基金の運用実績

（平成 年 月 日現在）

基 金 運 用 額	円	円
運 用 先		
運 用 形 態		
年 平 均 運 用 利 回 り	%	%
運 用 益 収 入	円	円

注： 基金の運用実績において、運用先又は運用形態が 2 以上ある場合は、必要に応じ欄を設けて記入すること。

別記第22号様式（第15条関係）

基金運用・処分実績報告書
（再編交付金事業）

文書番号
平成 年 月 日

防衛局長 殿
（ 防衛支局長経由）

補助事業者 住 所
氏 名 印

下表のとおり交付金の交付決定の通知があった により造成した
基金について、交付決定通知書に付された条件に基づき、平成 年度における基金
の運用及び処分に係る実績を別紙のとおり報告する。

基金造成年度	交 付 決 定		額 の 確 定		基金造成額
	交付決定 年 月 日	交付決定通知書 文 書 番 号	確 定 年 月 日	確 定 通 知 書 文 書 番 号	
					円

- 注：1 基金造成年度の交付決定を全て記入すること。
- 2 基金造成額は、交付金及び市町村費等（運用益を除く。）の積立額と運用益の造成及び処分の差額の合計額とする。
- 3 基金造成額は、報告年度の年度末現在の額を記入すること。

(別紙)

1 基金の造成及び処分の状況

基金の造成初年度：平成 年度

基金の 名 称	基金造成額（平成 年度末）（A）					基金処分額（B）			基 金 残 高 （平成 年度 末）（A）-（B）
	交付金	市町村 費等	運用益 造成額	運用益 処分額	計	平成 年度	平成 年度	計	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円

注：1 基金の名称ごとに、基金の処分年度が2以上ある場合は、必要に応じ欄を設けて記入すること。

2 基金造成額欄の交付金及び市町村費等については、積立額の総額を記入すること。

3 市町村費等については、運用益は含まない。

2 基金の運用実績

基 金 運 用 額	円	円
運 用 先		
運 用 形 態		
年 平 均 運 用 利 回 り	%	%
運 用 益 収 入	円	円

注：運用先又は運用形態が2以上ある場合は、必要に応じ欄を設けて記入すること。

3 基金を充て実施した継続特別事業

事業年度：平成 年度

継続特 別事業 名	継続特別 事業の内 容	規模 ・数量等	事業 主体	実施 場所	継続特別事業実施期間 （平成 年 月 日～ 平成 年 月 日）	事業費	基 金 充当額	備考
						円	円	

添付書類：事業内容等が確認できる必要な資料

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (農林水産八二)

〔告 示〕

○銀行代理業者に係る銀行代理業の許可の効力が失効した件
(金融庁一一四)

○社債等登録機関を指定する件
(金融庁・法務一一三)

○戸籍法第一百七十七条の二第一項の規定による指定に関する件 (法務五一六)

○オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正のメキシコ合衆国による受諾等に関する件
(外務六〇一)

○オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正 (締約国の第九回会合において採択されたもの)へのホンジュラス共和国の加入に関する件 (同六〇二)
○残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約のウクライナによる批准に関する件 (同六〇三)

○たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約のガンビア共和国による批准に関する件 (同六〇四)

○マリアナ灌漑施設復旧改善計画のための贈与に関する日本国政府と東ティモール民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件 (同六〇五)

○ヨベ州給水計画のための贈与に関する日本国政府とナイジェリア連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件 (同六〇六)

○関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成十九年度の初日から平成十九年九月三十日までの輸入数量を告示 (財務三七四)

○平成十九年度の初日から平成十九年九月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示
(同三七五)

○平成十九年度の初日から平成十九年九月三十日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を告示 (同三七六)

○関税暫定措置法別表第一の六第一項に係る物品についての平成十九年度における輸入数量を基準とする特別緊急関税の発動日を告示
(同三七七)

○関税暫定措置法第八条の四第一項の規定に基づき、特定特恵鉱工業產品等について、輸入額等が限度額等を超えることとなった特定特恵鉱工業產品等及び月を告示する件
(同三七八)

○認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件
(国税庁二六、二七)

○食品衛生法に基づく登録検査機関の登録事項の変更の件
(厚生労働三五二)

○食品衛生法の規定に基づく登録検査機関の製品検査を行う事業所を設置した件 (同三五三)

○食品衛生法の規定に基づく登録検査機関の製品検査業務の廃止を許可した件 (同三五四)

○高齢者の医療の確保に関する法律第百四条第二項ただし書の規定に基づき厚生労働大臣が定める離島その他の医療の確保が著しく困難である地域の基準 (同三五五)

○高齢者の医療の確保に関する法律附則第十四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める被保険者に係る療養の給付等に要する費用の額が著しく低い市町村の基準 (同三五六)

○厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件
(同三五七)

○量表についての製造業者等の認定の技術的基準を定める件
(農林水産一三五三)

○農林水産大臣が定める農林物資の種類ごとの認定事項の確認を行う期間の一部を改正する件 (同一三五四)

○輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件 (経済産業二七三)

○中小企業信用保険法第二条第四項第一号の事業者を指定する件
(同二七四)

○駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の規定に基づき再編関連特定防衛施設及び再編関連特定周辺市町村を指定する件 (防衛二二三)

○道路に関する件
(東北地方整備局一四一、一四二)

○道路に関する件
(関東地方整備局三三八)

○道路に関する件
(中部地方整備局一〇〇、一〇一)

○道路に関する件
(中国地方整備局八九)

○都市計画に関する件
(北海道開発局八五)

○道路に関する件 (同八六、八七)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

文部科学省 栃木県 群馬県 埼玉県 東京都

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

労働

争議行為の通知の公表について
(厚生労働省)

最低賃金の改正決定に関する公示
(埼玉労働局最低賃金公示二七七、大阪同五九九、兵庫同九、一〇、岡山同七、八、沖縄同三)

最低工賃の廃止決定に関する公示
(福岡労働局最低工賃公示一)

(以下次のページへ続く)

第二 販売業者、輸入業者又は輸出業者の認定の技術的基準

一 製造又は加工、保管、品質管理及び格付のための施設
第一の一に規定する基準に適合していること。

二 品質管理の実施方法

1 三の二に規定する品質管理責任者に、販売業者、輸入業者又は輸出業者（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第17条の2第1項第2号に規定する外国製造業者等のうち輸出することのみを業とする者をいう。）（以下「販売業者等」と総称する。）の認定に係る工場又は事業所（以下「工場等」と総称する。）における第一の一の1に規定する職務を行わせていること。

2 工場等において、その責任者に、第一の二の2から5までに規定する職務を行わせていること。

3 次に掲げる事項について、工場等の管理の実施方法に関する規程（以下「管理規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。

- (1) 製造又は加工、保管及び品質管理のための施設が第一の一に規定する基準に適合していることの確認に関する事項
 - (2) 内部規程の整備及び定期的な見直しが行われていることの確認に関する事項
 - (3) 品質管理担当者（工場等の従業員から指名する場合の品質管理担当者の監督に関する事項）
 - (4) 格付のための試料の検査を自ら行わない場合であつて、格付担当者を補佐する者を工場等に置く場合の格付担当者を補佐する者の監督に関する事項
 - (5) その他工場等の管理に必要な事項
- 4 管理規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、販売業者等の管理部門の従業員に十分周知することとしていること。
- 品質管理を担当する者の資格及び人数

1 品質管理担当者
品質管理担当者として、第一の三の1に規定する資格を有する者が工場等に1人以上置かれていること。なお、品質管理担当者、工場等の従業員から指名することができるものとする。

2 品質管理責任者

品質管理責任者として、第一の三の1に規定する資格を有する者であつて、かつ、講習会において置表の品質管理に関する職程を修了したものが販売業者等に1人以上置かれていること。

四 格付の組織及び実施方法

第一の四に規定する基準に適合していること。

五 格付を担当する者の資格及び人数

1 格付検査担当者
格付検査担当者として、第一の五の1に規定する資格を有する者が販売業者等に1人以上置かれていること。

2 格付責任者
格付責任者として、格付検査担当者の中から、講習会において置表の格付に関する職程を修了したものが1人選任されていること。ただし、格付責任者は、三の2に規定する品質管理責任者以外の者でなければならない。

3 格付担当者

格付のための試料の検査を自ら行わない場合にあつては、格付検査担当者及び格付責任者に代えて、格付担当者として、第一の五の3に規定する資格を有する者が販売業者等に1人以上置かれていること。ただし、工場等において格付のための試料の検査の一部（試料の抽出等）を行う場合等必要があるとき認められるときは、工場等に格付担当者を補佐する者として、第一の五の3に規定する資格を有する者を1人以上置くこと。

○農林水産省告示第千三百五十四号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百二十二号）第四十六条第一項第二号ハ（同規則第六十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農林水産大臣が定める農林物資の種類にこの認定事項の確認を行う期間（平成十八年三月一日農林水産省告示第百十七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成十九年十月三十一日

農林水産大臣 若林 正俊
表「農林物資の種類」の欄中「熟成ペーロン（類）」の下に「置表」を加える。

○経済産業省告示第百七十三号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正し、平成十九年十一月十日より施行する。

平成十九年十月三十一日

経済産業大臣 甘利 明

○経済産業省告示第百七十四号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成十九年十月三十一日

経済産業大臣 甘利 明

番号	名 称	住 所	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することのできる期間
4517	株式会社構造技研	北海道札幌市豊平区水車町六丁目三番一号	平成十九年九月二十六日から平成二十年九月二十五日まで
4518	株式会社南会西部建設コーポレーション	福島県会津若松市松町一番二十九号	平成十九年九月十日から平成二十年九月九日まで
4519	株式会社マキ製作所	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町六百三十番地	平成十九年九月二十七日から平成二十年九月二十六日まで
4520	有限会社アンタイ	埼玉県さいたま市北区宮原町一丁目五百六十番地	平成十九年七月二十日から平成二十年七月十九日まで
4521	株式会社センチュリー工業	神奈川県横浜市西区西平沼町八番十三号	平成十九年十月一日から平成二十年九月三十日まで
4522	東京バークエンジニアリング株式会社	東京都港区新橋三丁目三番三号堀ビル	平成十九年十月四日から平成二十年十月三日まで
4523	川中精器工業株式会社	大阪府門真市下馬伏百番地	平成十九年十月三日から平成二十年十月二日まで

○防衛省告示第百二十三号

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）第四条第一項及び第五条第一項の規定に基づき、再編関連特定防衛施設及び再編関連特定周辺市町村を次のとおり指定したので、同法第四条第三項及び第五条第二項において準用する同法第四条第三項の規定により公示する。

平成十九年十月三十一日

防衛大臣 石破 茂

一の二の表の第1の2933・99の項中「これらの種類」のトに「並びに2—（2H—1、2、3—ペンソニアゾール—2—イール）—4、6—ジャーシャニアチルフェノール（試験研究用のものを除く。）」を加える。

三の7の(1)中「ヘキサクロブター1、3—ジエン又はジコホル」を「ヘキサクロブター1、3—ジエン、ジコホル又は2—（2H—1、2、3—ペンソニアゾール—2—イール）—4、6—ジャーシャリアーブルフェノール」に改める。

項	再編関連特定防衛施設	再編関連特定周辺市町村
一	車力通信所	つがる市
二	横田飛行場	立川市 昭島市 福生市 武蔵村山市 羽村市 東京都西多摩郡瑞穂町
三	キャンプ座間	相模原市
四	横須賀海軍施設	横須賀市
五	岩国飛行場	大竹市 山口県大島郡周防大島町 山口県玖珂郡和木町
六	キャンプ・シユワブ	
七	キャンプ・ハンセン	
八	那覇港湾施設代替施設	浦添市
九	千歳飛行場	苫小牧市 千歳市
十	三沢飛行場	三沢市 青森県上北郡東北町
十一	百里飛行場	かすみがうら市 行方市 鉾田市 小美玉市 茨城県東茨城郡茨城町
十二	小松飛行場	小松市 加賀市 能美市 石川県能美郡川北町
十三	築城飛行場	行橋市 福岡県京都郡みやこ町 福岡県築上郡築上町
十四	新田原飛行場	宮崎市 西都市 宮崎県児湯郡高鍋町 宮崎県児湯郡新富町

○東北地方整備局告示第四百一十一号
次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

- その関係図面は、平成十九年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
- （一） 道路の種類 一般国道
平成十九年十月三十一日 東北地方整備局長 久保田 勝
- （二） 路線名 四号
道路の区域
- （三） 道路の区域

区 間 変更前 後別 敷地の幅員 延長
福島県西白河郡矢吹町大町五六番三から同町大町五
六番二まで 一八・〇〇〇メートル 一八・〇〇〇メートル
（四） 図面縦覧場所 東北地方整備局及び同局郡山国道事務所 二〇・八〇〇メートル 二〇・〇〇〇メートル
○東北地方整備局告示第四百一十二号
次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成十九年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十九年十月三十一日 東北地方整備局長 久保田 勝

路線名 供用開始の区間 図面縦覧場所
四号 福島県西白河郡矢吹町大町五六番三から同町大町五六番二まで 東北地方整備局及び同局郡山国道事務所
供用開始の期日 平成十九年十月三十一日

○関東地方整備局告示第三百三十八号
次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成十九年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十九年十月三十一日 関東地方整備局長 北橋 建治

路線名 供用開始の区間 図面縦覧場所
百二十七号 南房総市高崎字芝二七〇番一から同市検儀谷字小谷二三
七番二地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） 関東地方整備局及び同局千葉国道事務所
供用開始の期日 平成十九年十月三十一日

○中部地方整備局告示第百号
次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成十九年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十九年十月三十一日 中部地方整備局長 金井 道夫

（一） 道路の種類 一般国道
（二） 路線名 十九号
（三） 道路の区域

区 間 変更前 後別 敷地の幅員 延長
長野県木曾郡上松町大字荻原二一九番一から同町
大字荻原二一九番二まで 二二・八九二メートル 二二・八九二メートル
長野県木曾郡木祖村大字数原一六一番一から同村大
字数原三四〇番一三まで 二二・四二二メートル 二二・四二二メートル
（四） 図面縦覧場所 中部地方整備局及び同局飯田国道事務所 二二・四二二メートル 二二・四二二メートル

（一） 道路の種類 一般国道
（二） 路線名 二十三号
（三） 道路の区域

区 間 変更前 後別 敷地の幅員 延長 備考
鈴鹿市玉垣町字西浦八四一番四
から松阪市小津町字八津歸五二
一番二まで 一八・八五〇メートル 一八・八五〇メートル
（四） 図面縦覧場所 中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所 一八・八五〇メートル 一八・八五〇メートル

○中部地方整備局告示第百一十号
次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成十九年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十九年十月三十一日 中部地方整備局長 金井 道夫

駐留軍等の再編に係る再編関連特定防衛施設
及び再編関連特定周辺市町村の指定について

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成19年法律第67号)
第4条第1項及び第5条第1項の規定に基づき以下のとおり、再編関連特
定防衛施設及び再編関連特定周辺市町村を指定する。

1 指定告示：平成19年10月31日 防衛省告示
(同日付官報に掲載)

2 指定内容：

再編関連特定防衛施設	再編関連特定周辺市町村
車 力 通 信 所	つがる市
横 田 飛 行 場	立川市、昭島市、福生市、武蔵村山市、羽 村市、瑞穂町
キ ャ ン プ 座 間	相模原市
横 須 賀 海 軍 施 設	横須賀市
岩 国 飛 行 場	大竹市、周防大島町、和木町
キャンプ・シュワブ	
キャンプ・ハンセン	
那覇港湾施設代替施設	浦添市
千 歳 飛 行 場	苫小牧市、千歳市
三 沢 飛 行 場	三沢市、東北町
百 里 飛 行 場	かすみがうら市、行方市、鉾田市、小美玉 市、茨城町
小 松 飛 行 場	小松市、加賀市、能美市、川北町
築 城 飛 行 場	行橋市、みやこ町、築上町
新 田 原 飛 行 場	宮崎市、西都市、高鍋町、新富町

注：防衛施設及び市町村については、今後追加で指定される場合がある。

以 上